

町営バス（スクールバス）危機管理マニュアル

（令和6年4月1日より施行）

1. 目的 町営バス（スクールバス）における児童生徒が乗車中に発生した事故に対して、関係機関が連携して迅速かつ適切に対応することにより、児童生徒の安全確保を優先し円滑な事故処理等を行うことを目的とする。

（1）対象案件 乗客が東神楽町内の小中学校に通う児童生徒で、事故発生時に運転手が対応可能な状態にある場合に限る。

（2）事故への対応

運転手により乗客の体調を確認し、

軽度～運転手は乗客の名前、住所、連絡先（学校名）を記録する。

運転手は警察（110番）に事故状況を連絡する。

運転手は運行担当に事故状況を連絡する。

重度～運転手は救急車（119番）を要請する。

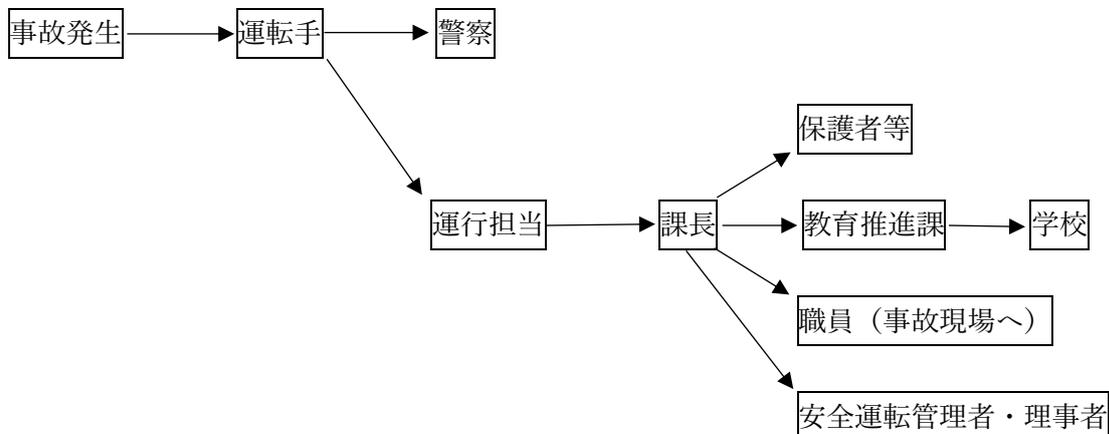
運転手は乗客の名前、住所、連絡先（学校名）を記録する。

運転手は警察（110番）に事故状況を連絡する。

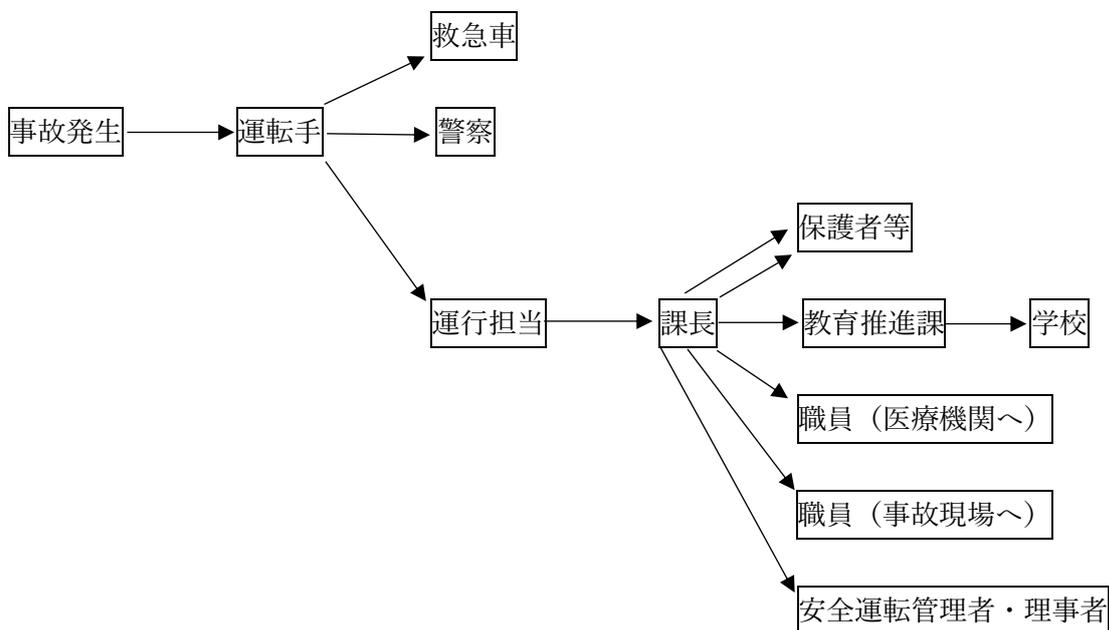
運転手は運行担当に事故状況を連絡する。

（3）事故対応フロー

軽度の場合



重度の場合



(4) 個別対応

軽度の場合

対 応 者	対 応 事 項
運転手	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗客の体調を確認する。 ・ 乗客の名前、住所、連絡先（学校名）を記録する。 ・ 警察（110 番）に事故状況を連絡する。 ・ 運行担当に事故状況を連絡する。
運行担当→建設水道課長→教育推進課→学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の順に事故状況を伝達する。
運行担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故以降の運行対応。 ・ 事故車両の対応。
建設水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者等に事故状況を連絡し、乗客を医療機関に連れて行って良いか、現場に来ていただけるかを確認する。（乗客を医療機関に連れて行く場合は「重度」の取り扱いとする） ・ 建設水道課職員に事故現場の確認を指示する。 ・ 安全運転管理者、理事者に事故状況を報

	<p>告する。</p> <p>※事故の状況により、教育推進課及び学校に対して乗客の救護や保護者等への連絡、病院への付き添い等を依頼する場合があります。</p>
--	---

重度の場合

対 応 者	対 応 事 項
運転手	<ul style="list-style-type: none"> ・乗客の体調を確認する。 ・救急車（119番）を要請する。 ・乗客の名前、住所、連絡先（学校名）を記録する。 ・警察（110番）に事故状況を連絡する。 ・運行担当に事故状況を連絡する。
運行担当→建設水道課長→教育推進課→学校	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の順に事故状況を伝達する。
運行担当	<ul style="list-style-type: none"> ・事故以降の運行対応。 ・事故車両の対応。
建設水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等に事故状況を連絡する。 ・消防に移送先医療機関を確認後、保護者等に移送先医療機関を連絡する。 ・保護者等に、処置が必要な場合は保護者等の同意が必要になるため保護者等にも行ってもらうよう連絡する。 ・保護者等に「保険証」「子ども医療費受給者証」を持参するよう連絡する。 ・建設水道課職員に移送先医療機関で保護者等が来るまで待機するよう指示する。 ・建設水道課職員に事故現場の確認を指示する。 ・安全運転管理者、理事者に事故状況を報告する。 <p>※事故の状況により、教育推進課及び学校に対して乗客の救護や保護者等への連絡、病院への付き添い等を依頼する場合があります。</p>

2. 運行遅れへの対応

スリップ、故障により運行時間が遅れる場合、

- ・運転手は運行担当に現場状況と運行が遅れることを連絡する。
- ・運行担当は運転手から現場状況と運行が遅れることの連絡を受けた後、建設水道課長に、建設水道課長は教育推進課に、教育推進課は学校に現場状況と運行が遅れることを伝達する。
- ・建設水道課長は保護者等に現場状況と運行が遅れることを連絡する。

3. Jアラートへの対応

運転手は、Jアラート発令後、

- ・運行中～ただちに停車可能な場所で停車する。
- ・運行前～安全が確保されるまで運行しない。
- ・安全が確認できたのち、停車していたバスや、発車していないバスの運行を再開する。
- ・上記により、運行が遅れる場合は2に準じて対応する。

※Jアラート発令中は、車内での姿勢を低くさせる。